

国立大学法人大分大学教育学部附属学校園教員評価実施細則

平成24年3月30日制定  
平成24年細則第12号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学における内部質保証に関する規程（令和3年規程第23号）第12条第3項の規定により、国立大学法人大分大学が実施する職員評価のうち、附属学校園教員評価の実施に関し必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 附属学校園教員評価の対象は、附属学校園の校園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭とする。ただし、次の各号に該当する教員は除く。

- (1) 長期研修及び派遣等のため、評価期間中の勤務実績がない教員
- (2) 病気休暇、休職、産前産後休暇及び育児休業等により、評価期間中の勤務期間が1月に満たない教員
- (3) 新規採用で採用後1月を経過しない教員
- (4) 臨時講師及び非常勤講師
- (5) その他学長が対象としないことが適当と認めた教員

2 附属学校園教員評価の評価者、被評価者、評価補助者、調整者及び最終調整者は次表のとおりとする。

| 被評価者 | 評価者   | 評価補助者     | 調整者   | 最終調整者 |
|------|-------|-----------|-------|-------|
| 校園長  | 連携統括長 | 評価者が指定する者 | 無し    | 学部長   |
| 教頭   | 校園長   |           | 連携統括長 |       |
| 主幹教諭 |       |           |       |       |
| 指導教諭 |       |           |       |       |
| 教諭   |       |           |       |       |
| 養護教諭 |       |           |       |       |
| 栄養教諭 |       |           |       |       |

(実施単位)

第3条 附属学校園教員評価は、各附属学校園教員の職務上の専門性と特殊性を考慮し、当該附属学校園教員が主担当となる附属学校園を実施単位とする。

(構成)

第4条 附属学校園教員評価は、日常の職務遂行上の能力、姿勢及び意欲並びに職務の実績を評価する人事評価により行うものとする。

(評価期間)

第5条 附属学校園教員評価は、原則として毎年度行うものとする。

(評価結果の開示及び意見申立て)

第6条 附属学校園教員個人の評価結果は、原則開示しない。ただし、指導監督上特に必要と認められる場合は、評価者及び調整者が本人に開示し、改善を促すものとする。

2 被評価者は、自身の評価結果について不服がある場合は、国立大学法人大分大学苦情処理委

員会へ申し立てることができる。

(評価結果の報告)

第7条 附属学校園長は、評価結果を取りまとめ、教育学部長を通じて学長へ報告するものとする。

(評価結果の活用)

第8条 附属学校園教員は、附属学校園教員評価を通じて、自己の教育研究活動等の資質向上に努めるものとする。

2 学長、教育学部長及び附属学校園長は、評価結果を総合的に分析し、個々の附属学校園教員の多面的・総合的活動の活性化を促すとともに、全学の総合的機能の改善・強化に積極的に活用するものとする。

3 学長は、高い評価を受けた附属学校園教員に対し、その活動の一層の活動を促すための適切な措置をとることができるものとする。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、附属学校園教員評価の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年細則第10号)

この細則は、平成25年5月27日から施行する。

附 則(平成26年細則第15号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年細則第16号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年細則第15号)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年細則第42号)

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(令和3年細則第13号)

この細則は、令和3年6月16日から施行する。